

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 経済的実体法が BVI 子会社を経由した中国子会社を保有する日本企業に与える影響

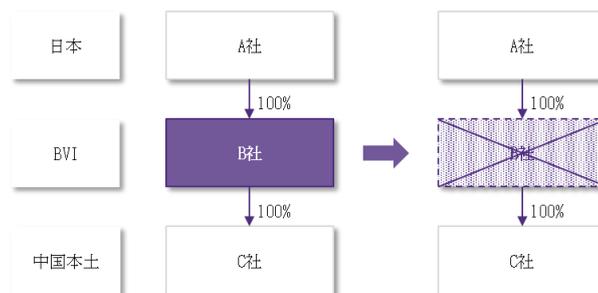
2019年1月1日、国際租税協力（経済的実体）法（The International Tax Co-operation (Economic Substance) Law）が施行されました。同法は、BVI 等に設立された事業体に高い水準の経済的実体を維持することを求めています。経済的実体を維持できない企業は、罰金や刑事上の処罰が課される可能性があり、最終的には、所在国・地域の会社登記が抹消される場合もあります。

このような状況下において、BVI 等の子会社が経済的実態を維持できないと判断し、撤退する日本企業が続出しています。

今回は、BVI 等の持株会社を経由し中国本土に事業会社を保有する日本企業の、日本・中国・BVI の三か国間の税務上の取扱いについて、事例を基に解説します。

1. 投資事例

日本企業 A 社は、BVI にある 100%の子会社（以下、「B 社」）を経由し中国本土に 100%の孫会社 C 社を保有していますが、経済的実体法の施行を契機に、経済的実体を維持できない B 社を清算することとしました。



各社の再編前の貸借対照表は下記のとおりです。（単位：百万円）

BVIのB社		中国のC社	
資産	0	資産	100
負債	0	負債	10
C社の持分	10	資本金	10
		利益剰余金	80
合計	10	合計	100

2. 各国の課税関係

BVI の B 社を清算するには、中国 C 社の持分を日本の A 社に譲渡する必要があります。B 社が C 社の持分（簿価 10 百万円）を、時価（90 百万円と仮定）で A 社に金銭譲渡する場合の各国の課税関係は、次のとおりです。

(1) 中国

B 社が保有する C 社持分の譲渡対価（90 百万円）が、帳簿価額（10 百万円）を上回る場合、B 社が得る譲渡益は中国国内の源泉所得として認識され、中国に恒久的施設を有しない B 社が、中国で取得する譲渡所得として、10%の企業所得税（8 百万円）が課税されます（企業所得税法 4、6、同实施条例 91）。

(2) BVI

BVI には、日本のような譲渡所得に対する法人税や所得税がないため、A 社は上述した譲渡取得による譲渡益に対し、BVI で納税することはありません。

(3) 日本

B 社はペーパー・カンパニーなので、タックス・ヘイブン対策税制の適用対象となりますが、その場合、上述した譲渡所得（8 百万円）が、内国法人 A 社に合算課税されます。

お見逃しなく！

タックス・ヘイブン対策税制は、軽課税国や地域等のタックス・ヘイブンを利用した国際的租税回避の防止を目的として1962年に米国、その後、1978年に日本において導入されました。

現在のタックス・ヘイブン税制は、内国法人が行う、実質的経済活動を伴わない外国子会社等を利用した租税回避行為に対処することを目的としています。具体的には、外国子会社等が実体のないペーパー・カンパニー等である場合、又は、実体があっても経済活動基準のいずれかを満たさない場合には、その外国子会社等の所得に相当する金額を、内国法人の所得に合算して30.62%（2020年の実効税率）に相当する法人税等を課税する制度となっています。